

東由利村報

1963・8・15

No. 76

発行 東由利村役場
印刷 KK本間印刷所

第5回村議会臨時会

基幹林道寄附金など追加

第5回村議会臨時会は8月5日役場会議室に招集された。

今回提出された案件は工事請負契約3件、牧野改良事業分担金徴収条例、財産区財産処分、村一般会計及玉米財産区特別会計の追加予算など8件で何れも原案どおり可決され、陳情2件が採択された。

その重なる議案は次のとおりで

◎交通事故を県内からなくそう◎
県交通対策協議会会長の知事から今年7月中旬までの交通事故による、死者37人 負傷者900人といういたましいことを県内から追放するために、次のことを強力に推し進めることにしたので、切に県民のみな様の御協力をたのむといつて来た。

1 酒のみ運転による事故防止

飲酒による交通事故は急にふえています。交通事故のうちでも最も多くの死者を出すのがこの酒のみ運転です。これを防ぐためには

○仕事上の運転者が酒を飲まない

ある。

▷専決処分の承認を求める件
併用林道白ヶ沢林道の一部は、南外村を経て大曲市に至る県道（蔵大曲線）に認定されたので併用林道の一部を解除することを秋田営林局長に申請する。

▷工事請負契約の締結

①沼林道改良工事（舟木橋永久橋架替）

ことは勿論、雇主も酒を飯ませないこと

○料飲業者は自主的に就業中の運転者に酒を飲ませないこと

○一般の人々（家庭の主婦など）も、各種団体、会合等を通して

回 回 回 回 回 回 回

県民のみなさんへ

回 回 回 回 回 回 回

運転者に酒をすすめる悪習をなくすこと。

2 幼児学童の交通事故防止

交通事故は誰が被害者になつても悲惨なものであり、気の毒なことに変わりはないが、わけても幼児学童のそれは一層悲惨であ

472万円 本荘市 長田 藤吉

②笹倉林道開設工事

259万円 本村蔵 柳沢 利一

③黒沢林道開設工事

244万円 本村蔵 広川 精治

工事着工は6月、完成10月11月
▷集約牧野造成改良事業分担金徴収条例

本年度に事業受益地域は次のとおりで分担金は受益地内の利用者から徴集する。

受益地域

奥大台（肘曲）直道 森脇
大平 大平（宮田沢）檜倉
焼山高森 沢内

▷財産区財産処分

処分個所、面積

黒淵字堰根 29ヘクタール
処分樹種、数量
雑木 約 3,400立方米
杉 441本 赤松 148本

▷38年度一般会計追加予算

（追加額 6,061,880円）

る。

○学校で正しい交通の指導や、交通教室の開設により、常に交通に関する話合いをすること

○運転者や一般の人々が常に子供の一人歩き路上遊びに注意する

○家庭においては、子供を道路で遊ばせたりひとり歩きをさせないこと

以上のことについて県民のみなさんが、職場や家庭でよく話合い、それを実行に移し、1件でも事故をなくして明るい郷土をつくるよう、共に努力するようお願いいたします。

再任のあいさつ

村長 阿部 直一郎



不肖私は再び村政を担当することになりました。新らしい村づくりも着々進捗し、昭和38年度事業量も県内随一と称されています。残る問題は農業構造改善事業の指定村となることで、このことは、国や県の方針に則り、村内四農協組合の合併が基本条件となるわけであり、国・県道・林道・農道・牧道の整備強化、木橋の近代橋架替えも順を追って完成しつつあります。其他教育の内容充実、厚生資設の完備などあらゆる点にむかつて整えつつあります。いづれ施業の大要をお知らせいたしますが、とりあえず再任の御挨拶を申上げ今後の御協力を切におねがい申し上げます。（8月2日）

追加になった主なる才出予算では、役場備品費 165,000円、（リコピー計算器購入）伝染病予防費 189,000円、草地改良事業費1,832,000円、橋梁修理費 250,000円（笹倉1号橋）基幹林道開設寄付金 2,140,000円、本荘保健所改築工事負担金 433,000円、由利組合病院4期工事費助成 116,000円、などで主なる才入では地方交付税2,066,000円草地改良事業分担金1,129,000円県補助金で伝染病予防費104,000円 草地改良事業費 703,000円玉米財産区会計より繰入金 2,028,000は主なるものである。

▷陳情2件採択される。

①県道玉米羽後線貫通記念碑建設について

②板戸部落草地改良と牧道整備について

東由利村農業共済組合へ 農林大臣賞

昭和37年度農業共済事業強化運動で東由利村農業共済組合は事業推進並に適正運営に努力し優秀組合として全国38の表彰組合の中に秋田県で唯一つ選ばれこのたび農林大臣表彰状と記念品が授与された

今月の行事

- 1 村長選挙
- 2 選挙会
- 5 臨時村議会
- 7 基幹林道起工式
- 7 8 子ども会指導者講習会
- 10 由利郡消防訓練大会
- 15 社会人
- 16 野球大会
- 21 慰霊祭（泉秀寺）
- 28 県消防訓練大会

今年度の村税も7月中旬に配付された国民健康保険税で一応出揃ったわけである。個人毎に年間に納付すべき額が決り賦課の段階から徴収の段階に移ったかたちとなった。望まれるのは自主納税である。税金は配付された令書に

税金は自主納税で

記載されている期別ごとの納期に従って順次指定された場所に納めるのが自主納税である。督促状を出されたり、催告状を受けたり、役場職員の臨戸督促を受けたりするのは自主納税とはいわない。自主納税を字で書くと42字につきる。しかしこれが村では守られていない。

これが納税成績の悪い原因であ

る。今年の村税も滞納されつつある固定資産税第1期分についてみると約50%が滞納となっている。

村民の半分が滞納者であることとなる。これでは村行政向上の

ガンといわれていいわ

け出来ない。

「税金はその内納めればよい」このもつとも悪い思想をはらいのけ税金は自主納税して滞納のない明るい村づくに全村民の強い協力が望まれるのである。

猛威をふるうイモチ

村防除対策協議会で警告

本年度稲作は変動のはげしい異常天候に禍されて、葉イモチ病の急激な発生は村全域に渡り農家の必死な防除作業のかいも空しく、すでに立直り不能、収穫皆無とみなされるものが10ヘクタール余にも及んでいます。

今後の不順を予想される天候と相まって葉イモチ病は益々首イモチ病、節イモチ病となつて猛威をふるい近年にない多発生が予想されますので、県ではもとより当東由利村においても去る7月25日イモチ病緊急対策協議会を開催し今後の対策について協議したところ次のように各農家へ警告を出す事

になりました。

1、農薬散布は計画的にかつ集団的に行うこと。

イ、葉イモチ病の普通発生田については水銀剤を使用し、ズリコミ状の田圃にはブラエスM剤を使用すること。

首イモチ、節イモチ病の防除についても葉イモチ病に準じて薬剤を使用すること。

ロ、集団的防除というのは、稲の生育状態にもよるが概ね。早、中、晩の品種別に一斉に行うことで作業の都合によるワツパカ防除ではないのでこうしたやり方は絶対にしない

こと。

ハ、穂ばらみ期及び穂揃期の防除は全面的に必らずおのの一回以上行うこと。

2、ズリコミ田、及びズリコミ株の処分については、すみやかに刈り取り処分をし、他への蔓延を防止すること。

3、今後の天候と栽培管理について。

イ、時によつて天候が順調に思われることもあるが決して防除をおこたらないこと。

ハ、水は充分にかけておくこと以上3項目にわたつて警告が出されているので、これらについては特に注意し、今後のイモチ病によ

労務契約と小作料

【問】 昭和19年の春、地主Aから田一反歩を借り受け小作料として反当り米5斗を払ってきました。この契約書には田植時期に3日間地主の手伝いをしないときは契約書は無効とするとされています。私は手伝いの方は止めたいと思うのですが、その場合小作地は返還しなければならないでしょうか。

【答】 農地改革前には小作料は現物や労務で納めることも出来たので、この契約の内容から見ると、農地の借賃として米5斗の外に3日間の労務を定めていると考えられます。現行農地法では、小作料は統制されており小作料は金銭以外のもの【例えば玄米、労務など】で支払つたり、受領する

る被害を最少限に食いとめるよう各農家の一層の研究と努力を強く望んでおります。

尚、これらの事項に関しては農業共済組合発行の防除指導報第5号に詳細にのせていますので充分活用してもらいたいと望んでおります。

由利郡青年指導者講習会

——民泊にありがとう——

6月29、30日の2日間、宿小學校を会場として由利郡青年指導者講習会が開かれた。

全郡各町村よりの参加者男女105名、キリスト教牧師ダビデ、ランガガー氏、県社会教育主事猿橋

ことはできず金銭でも農業委員会が定めた額をこえてはならないことになっています。もし、これに違反した者は3年以下の徴役または十万以下の罰金処されることになっています。農経委員会がこの

農地相談室

小作料最高額をきめるには、国で定めた基準に基き、県知事の認可を受けて農地一筆ごとにきめて公示することになっています。【農地法21条】

農業委員会が調査するときの基準は、自然条件と作業条件について例えば気象状況日照の程度、土壌の状況、かんがいの状況、通作距離、耕作の難易等についてその良否に応じて数値をきめて、それを集計すると、田では40000点畑では30000が満点となつて

岩雄氏の講演、県連青会長郡内青年会幹部を中心とする分科会座談会等で、現在青年会の直面している問題点を解決する為めの真剣な討議が行われた。

特に29日の夜は大琴の民家10戸に分宿したが、この民泊は郡連青としては初めての試みであるだけに、少なからず心配していたのが、心からなるもてなしを受け夜は部落会館での飲けいを兼ねた地元民との交流会にのぞみ、かたい心のむすびつきと数多くの効果をおさめ、深い感動を残してこの会を終えた。

おります。この土地数値に段階をつけて1級から15級までに農地等級を格付し、小作料額は田では1級が1410円、15級が570円、畑では1級が861円、15級が315円となっています。

【農地法施行規則第14条の2】ご質問の小作地が何級で小作料最高額がいくらになるかを農業委員会で調査し、この額をこえない範囲の金額を借主と貸主とで定めなければなりません。この場合、労務の要求ができないことは前に記したとおりです。もし【田植時期に3日間手伝いをする】というものが小作料とは別に解除条件を付けているような場合であつても農地法20条7項の規定により、農地の賃貸借契約につけられた解除条件または不確定期限つけないものとみなすことになっていますから、手伝いに行かなかつたからといって小作地を返還するような心配ありません。(農業委員会)

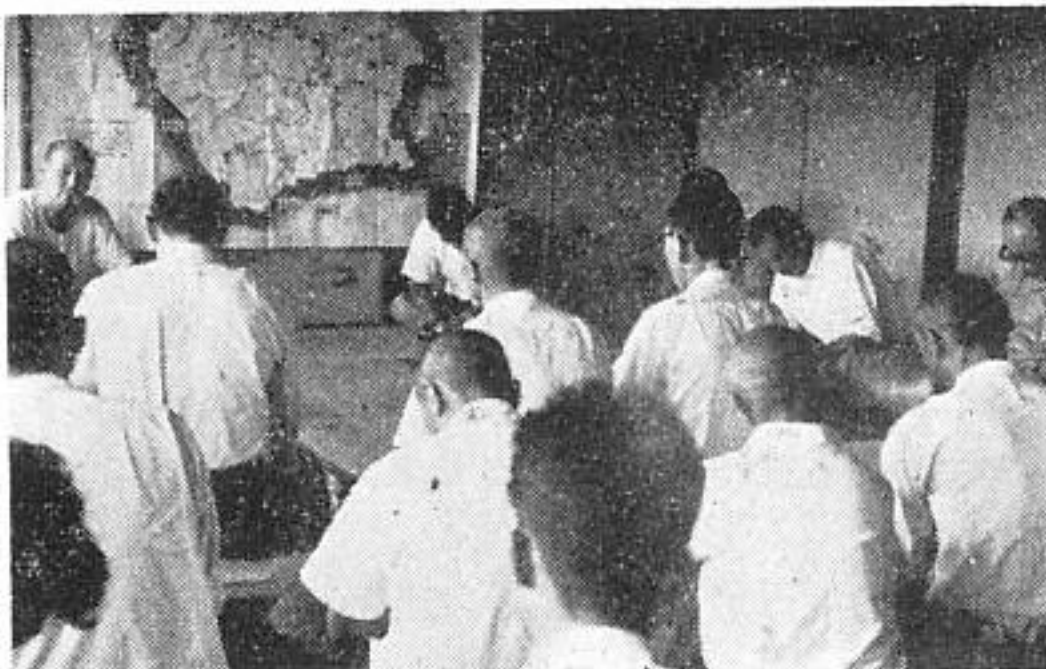
希望の灯をともし

村長部落座談会

これは村長が各部落に出向いて、村民の一人一人とじかに膝を交えて村政を語り、其の人達から生の声をよく聞いて、それを直ちに村政に反映させるというねらいで、色々な点で不便をしのんでいるところからと、6月18日から、高戸屋、下小屋、板戸、新田、黒淵、菰沢、地下の沢、智者鶴、向田、泡の淵、八日町の各部落にこの会を開き、これから追々全部落に及ぼすもので、役場内係職員をともない「開けゆく伸び行く東由利村」の姿を地図によつてくわしく説明し、ついで村政に対する意見や要望を聞き、もつともだと思ふことは其場ですぐに聞き入れて実行

に移し、県又は他の方面との関係ですぐに処理されないものは係に命じて、出来るような手続きをとらせるというやり方で、各地区共それぞれに実効をあげているが、中でも板戸部落の座談会は部落の熱心な要望によつて開いたものでこの会には村議会議長も出席され小松虎青年を中心とする部落づくりの問題に夜おそくまで話し合いをつづけた。それは村有採草地に牧草地をつくり、畜産の振興によつて行きづま

った部落の農業に活路を開こうというものであつたが、本年度の県の計画はすでにきまつてしまつた後なので、本来は今年の事業に乗せられないのであるが余りにも真剣な部落民の熱意に感動して、村長自ら県との交渉にあたり、係職員の処理も亦適切であつたので、ようやくみちがひらけることになり、部落民は感激のうちに現在ブルトーザーの通路工事にがんばつ



戦没者の妻に対する特別給付金 支給法について

趣旨、この法律は過ぐる大戦で夫を失つた妻の、物心両面にわたるはかり知れない苦痛に対し、国としていささかながら慰藉の意を表するものである。

1 戦没者等の妻とは～昭和12年7月7日以後に死亡したもの（婚姻の届出をしていなくとも事実上婚姻と同様の事情にあつた者を含む）であつたことにより、昭和38年4月1日において恩給法による公務扶助料又は遺族年金、遺族給与金等の給付を受ける権利を有する者。

2 特別給付金額

イ 20万円、10年以内に償還すべき記名国債交付（無利子）
ロ この国債は譲渡担保権の設定その他の処分をすることが出来ない。

ハ 給付金を受ける権利の受継
受給権者が38・4・1日以後同給付金の請求をせずに死亡した場合は、死亡したものゝ相続人が自分名で請求出来る。

ニ 時効～特別給付金を受ける権利は3年間に行為しないと時効によつて消滅する。

ホ 手続きにあつては現に保護を受けている者又は要保護者が優先される。

必要書類

イ 戦没者の妻であることを証する書類（死亡者の除籍謄本1部）
ロ 請求者（妻）の昭和38年4月1日における住民票の謄本1部
ハ 特別給付金国庫債券印鑑の届出
ニ 請求者が遺族年金及び特例年金の受給者の場合は、38年3月期公務扶助料、特例扶助料、遺族年金については38年4月期の支払をそれぞれ終つた後の支払証明願、郵便局長証明のもの1部
その他は役場係と相談の上に手続きをとるようにして下さい。

ミルク給食始まる 全県のトツプで

教育委員会ではミルク給食の準備を急いでいたが、ようやくその体制をととのえ、県内最初の施設として7月から始めている経費は1食1円程度で生牛乳1



合7勺分の栄養価があり、つづけて実施したところでは体位の

向上が目立っている。なお中学校は9月から実施する

ている。

共通の問題集乳所

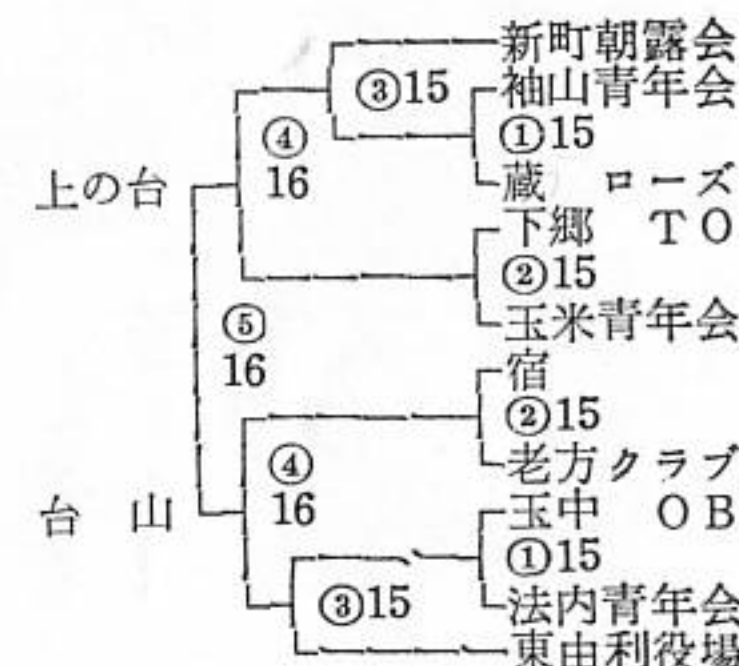
これはこの会ではつきり浮び上つて来た共通の大きな問題である。もともと黒淵方面は地形に恵まれて、牧草地をつくる適地が多く、酪農の大発展をする好条件を備えているのだが、それが現在のびなやんでいるのは、地区内に集乳所のないことゝ冬期交通が閉ざされているためであるから、この二つを解決したいというのである。これは農協と村と地域住民とが三者一体となつて努力しなければならないが、取り分けこの地域の人達の団結によつて必要な乳量を確保することが何よりも大事な問題であること、其の他色々話し合いの結果明るい希望をもつて対策が進められることになつた。このような進め方なので始めは世帯主だけの集りであつたのが、青年婦人層の要望によつて、部落ぐ

るみの会になるような方向をとることになつた。

社会人野球大会 組合せきまる

待望の真夏の球宴、村社会人野球大会は、7月31日の協会役員と各チーム監督との合同会議で、期日、会場、組合せなどをきめた。なお詳細は運営委員会で決定する
期日 8・15～16日

会場 上の台、台山球場
準決勝、決勝は台山球場



公民館地区運営委員会

本年度事業きまる

7月6日地区運営委員会を開き、代表委員を選任し運営要項にもとづいて、運営の基本を定め、これによつて本年度の事業計画をたてることにした。

この申し合せにより7月15日地区代表委員会を開き、事業の計画とその運営について、くわしく話し合つた。

1, 主なる事業

青年関係～冬期裁縫・編物・平板測量・体育・社会調査・お花(婦人学級と並設)

婦人家庭看護学習～料理・野菜作り・婦人生活講座

成人関係～成人病対策・農業構造改善講習・造植林講習

2, 予算の使い方

水上安全法習会

7月22日午後1時から島の下川原に、村内各種団体のリーダーを集め、おぼれた者の引あげ法や人工呼吸法などについて、日赤由利地区佐々木金一先生の実地指導を受けた。

改良窯構築講習会

—これからの製炭はこの窯で一本村木炭改良組合では7月14日～19日宮の前の山林で改良窯の講習会を開いた。

この講習は炭材がだんだん少くなつて来たので対策として、仕事をらくに、炭の歩止りを高く、炭質をそろえて高く売れるようにするものである。

改良窯の特長は、排煙口の改良により炭が急に焼けるのを防ぐ、窯の底全面に煉瓦をしくために煙切れがよく従つて歩止りが高くなる

35俵出の窯1基に要する経費
煉瓦 300枚当村届4500円この分は10窯生産すれば増炭分である。

【写真は水上安全法訓練(上)と改良窯構築講習会】

【写真は水上安全法訓練(上)と改良窯構築講習会】

少ない予算で大きな効果をあげるようにといろいろ話しあつた結果大体共通しているような事業についてはこれまでの例によつて支出し、特別なものについてはその地域の実情も考えて、優先的に配分するということになり、その対象として次のようにきめた。

住吉・法内の冬期裁縫学級
法内・袖山の家庭看護学級
袖山・法内の映画教室

3, 村内講師団

これまでのようにすぐれた人材を選ぶだけでなく、そのほかに料理・つけ物・野菜づくりなど日常の生活にむすびついてることを、仲間同志で気軽に教えあうような人をも見出して、追々に充実した講師団をつくることにしよう。

4, 運営について

消防訓練大会

烈々の気魄グラントにみなぎる

輝やかなしい歴史と伝統を誇る村消防団の訓練大会は、7月26日 350名の精鋭を集めて、台山グラントで行われた。

降りつづいた長雨もカラリと晴れ渡つて、さながらに大会を祝うよう。小隊訓練・ポンプ操法と前後6時間にわたる猛訓練ながらいささかのゆるみもなく、一たん事あれば身をすてても気魄全会場にみなぎり、来賓席よりの感嘆の声まわりに起る拍手鳴りもやまず、殊に7分団のポンプ操法32秒の超人的記録は、審査官を始め他に例のないものと激賞していた。

審査の結果

昭和38年度産米予約状況

7月25日現在

72,337俵

予約申込期は8月31日、追加予約希望の方は関係農協にお申込みください。

農協別	本年度 予約量	昭和37年度産米		昭和36年度産米		本年度 予約 期待量
		予約量	売渡	予約量	売渡	
玉 米	26,939	38,351	26,938	26,938	30,704	27,000
老 方	10,926	11,090	11,268	10,750	12,077	11,000
中 央	14,058	14,112	15,194	13,466	15,704	15,000
下 郷	10,414	10,443	11,018	9,882	11,096	11,000
合 計	62,337	63,996	63,641	61,036	69,581	64,000

地区にこだわることなく全村一体の立場より、しあわせな村づくりという一点を目標に運営しようということにした。

④床⑤天井⑥造作⑦建具⑧内壁⑨外壁⑩その他1棟ごとに調査する関係で家屋内部に立入る必要がある。このことを充分理解して正しい評価が早く出来るよう協力をお願いしている。その他参考になることの聞きとり調査もすることになっている。これらのことについて家内で良く話合つておいて、どなたが留守番をしている時でも誤解などのおこらないよう、評価が迅速に出来るよう特に協力を望んでいる。なお部落部落の日程はその都度連絡することになっている。

規律訓練、7分団(郡大会出場)
総合1位、7分団(大琴)

〃2位、5分団(蔵)

〃3位、8分団(山崎)

家 屋 の 評 価 替

村では固定資産の評価替をしている。土地は昨年から継続して進めており、家屋については8月1日から実施することになったが家屋の評価は土地とことなり、家屋の所有者である皆さんの協力を得なければ、正しい評価は望めない。家屋評価は職員が各戸を訪問して1棟1棟の大きさと形を測り家屋図面をつくる。次に内外部の構造を詳細に調べる①基礎②屋根③柱

8 月 は

村県民税 2 期の納期